航貨際　第 25 号

2025 年 6 月 5 日

荷主各位

国際宅配便事業者各位

一社）航空貨物運送協会（JAFA）

国際宅配便業務委員会

事務局

国際宅配便利用時（越境 EC 活用時）の注意点について

平素は当協会へのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当国際宅配便業務委員会では、荷主（主に越境 EC 事業者殿）への啓発活動として、海外への輸送状況について 2024 年度検証と検討を行って参りました。

特に輸出入規制品目や航空機への搭載制限のあるものが、通常発送され輸入国の税関でストップして輸入できず廃棄処分や返送処理となっており、罰則される場合もございます。

改めまして越境 EC 事業者殿に対して国際宅配便をご利用頂く際には、送付品目により充分な注意が必要であることを認識頂く為に、身近な品物に焦点を当てつつ注意喚起を行うようご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 海外に商品を送る際の注意点について

国際宅配便は、全世界へ商品を迅速、確実かつ安全に Door to Door で輸送することが求められ、そのためには、荷主自身で事前に各国の規制、送付可否（通関可否）を確認し、輸送業者へ引渡しすることが必要であると考えます。

事前の確認不足により発送されますと、

１） 輸出規制に該当し送付できない。

２） 発送先の国による輸入規制により税関で必要な書類や証明が必要となり、簡単に輸入できない事が判明。提出できずに廃棄もしくは返送。

上記内容に加え、申告内容と中身が一致せずに虚偽の申告となった場合に、廃棄、返送、罰則が科せられる可能性がございます。廃棄の場合でも手数料、返送の場合の運賃、罰則には罰金が科せられることも想定される為、是非皆様の大切な商品、お荷物を安全・確実にお届けする為には、充分な事前確認及び輸送業者に相談の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

以上

※別紙ご案内参照

《 国際宅配便利用時（越境 EC 活用時）の注意点 》

※規制される“身近な送付品目”について